

## 第2回屋台との共生のあり方研究会

平成23年11月4日（金）

【鳥越会長】      ちょうど10時になりましたので、会合を始めたいと思いますが、おはようございます。お忙しい中、今日はどうもありがとうございます。改めまして、鳥越でございます。

今日は第2回目の会合になります。前回二人欠席をされていた委員が新たに今日はご出席で、そのかわり、お二人の方が今日は来られてないということですが、会議に入る前に、事務局のほうから連絡があるということなので、臼井さん、お願いします。

【事務局（臼井）】      それでは、第2回研究会の開会に先立ちまして、事務局からご連絡申し上げます。

私、福岡市総務企画局企画調整部企画課長の臼井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、本日ご多忙中にもかかわらず、第2回屋台との共生のあり方研究会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

まず、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。

資料は、議事次第、委員の名簿、配席図、カラーの第2回の関係の資料、そして参考資料、委員提出資料をお配りしております。

参考資料は、市民向け、観光後の観光客向け、また営業者向けのアンケート、アンケートそのものの内容及び関係法令を集めた参考条文をおつけしております。また、委員提出資料には、本日ご欠席の佐藤委員より景観の立場からの屋台に対するご意見、ニック・サーズ委員より外国人の方に向けたアンケート、また、米倉委員より屋台へ啓発をされた文書をいただいております。

なお、ニック・サーズ委員よりいただいておりますアンケートにつきまして一部修正があるということで、委員の方々にはお配りしておりますが、傍聴者の方々にはご準備できておりませんので、また、ネット等で公表させていただけたらと思っております。

また、今回の会議につきましても、前回同様、報道関係の皆様や傍聴される皆様に公開するとともに、動画を撮影し、配信を行っているところでございますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、前回同様の注意事項でございますが、報道関係の皆様及び傍聴される皆様には、

当研究会の円滑な議事進行にご理解とご協力をお願いいたします。カメラ等の撮影、取材は、委員の皆様の自由な発言、議論の妨げとならないよう、十分ご配慮をお願いいたします。また、傍聴者の皆様には注意事項をお渡ししておりますので、ごらんいただきたいと思います。傍聴席からの発言や拍手等はできません。注意事項を守られない場合には退席をしていただくこともございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第2回屋台との共生のあり方研究会を開催させていただきます。

初めに、お手元の委員名簿と座席表をごらんください。

今回ご欠席の委員は、佐藤委員と田中委員でございます。

それでは、これより会議の進行は鳥越会長をお願いいたしますので、鳥越会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【鳥越会長】 それでは、議事に入らせていただきたいと思います。議事に入る前に、石森委員と宮本委員が今回初めていらっしゃっていますので、お二人に申し上げますけれども、1回目は、最初に皆さんざっと自己紹介と、それから、どういうお考えの方がここに集まっていられるかということをご皆さんで共有するために、屋台についての簡単な自分の感想、印象などを一応お話をいただいたんですね。石森委員、宮本委員、済みませんけれども、一言ずつ最初をお願いいたします。どちらからでも結構です。

では、石森さんからお願いします。

【石森委員】 西南学院大学の石森でございます。先回は大変失礼いたしました。

私の屋台への思いといいますのは、福岡は私は10年目で、数度利用したことがありますが、大変よい思いをした経験もありますし、そうでない思いをした経験もございまして、おそらく、どちらともいえないという立場ではないかと思っております。私がここに呼ばれたのは、おそらく、そういう中立的な立場であるということも一つあったのかなというふうに思っています。

参考資料としてお配りされているいろいろな関係法令とか、今日もレジメの中にいろいろと法的な仕組みの説明があるようでございますけれども、それを法律を専門としておられない方に、世良先生と二人でわかりやすく説明してくれと。特に、屋台の運用というのは大変難しいものがございまして、つまり、運用の要綱は法律でないんですけど、しかしその背景には道路法やその他の処分権限がございまして、純粋な行政指導というわけではありません。私は法科大学院に勤めており、在籍しておりますけれども、司法試験にもってこいのような、とても複雑な中身を持っている事案ではないかなというふうに思って

います。

教科書でいいますと、道路法——道路はみんなのものでございます。みんなが公平に使うものでございますので、屋台といえども皆さんの通行を遮断して、屋台の用に供するというのは、例外でございます。例外には、例えば、電柱とか水道とか下水道とかがあります。水道、下水道は通行には関係ないかもしれませんが、電柱はよく腹の立つところに立っております。それは、どうしても必要だから立っているのであって、みんなのためになるから立っているんですね。ですので、例外をいかに認めるかというのが、かぎではないかと思っています。

最近、大阪府の橋下知事が提案なされました、大変にチャレンジングな、地方自治法や地教行法という法律に定められた教育委員会の人事権を条例で変えようというんですね。これは普通には考えられなくて、例外になります。しかし、例外なら例外を認めるだけの必要性和、それを府民に説得できるだけの材料があるという自信のもとに、おそらく提案されているんだろうと思います。

これが通りました、事件になって裁判所に行ったとしても、また次の関門が待っているわけで、そこでも同じように、大阪府ではこれだけの条例が必要だった、これだけの仕組みの変更が必要だったということを裁判所に説得できるだけの材料をつくっておかないといけないということでございます。

翻って、福岡市について考えましても、屋台は、考え方としては例外でございます。その例外を根拠づけるだけの皆さんの熱い屋台への思いを結集できるかどうか。結集したら、それをなし遂げるだけの取り組みというのが法的にも可能になってくる。具体的には、条例をつくって、福岡市独自の道路行政の運用というものが可能になってくるというふうに思っています。

私は中立でございますが、福岡市、あるいは福岡市民の熱い思いが結集できるなら、そこには、工夫の余地はあるのではないかと考えております。

以上です。

【鳥越会長】      はい、ありがとうございました。

それでは、宮本さん、お願いします。

【宮本委員】      九州大学の宮本です。前は、集中講義のため欠席させていただきました。どうも済みませんでした。

私は、九州大学で食品衛生科学という研究室を担当しております。今回、この会では、

食品衛生の立場からいろいろな意見を述べさせていただこうと思うんですが、私自身、福岡に18歳で来まして、今までずっと福岡に住んでおります。屋台はもちろん何遍も行っ  
てはいるんですけども、食品衛生の立場からお話しますと、どのくらいの食中毒が屋  
台の食事が原因で起きているか、そういうふうなことも全く存じませんので、勉強させて  
いただきながら提言させていただきたいと思います。

どうぞよろしくお願いします。

【鳥越会長】      ありがとうございました。

それでは、議論に入りますけれども、ご存じのように、第1回の研究会では、皆さんか  
らざっくばらんに屋台に関する考え方をお聞きして、ある程度、皆さんがどういうお考え  
方を持っていच्छるかということ、そして、これを最終的に一つの結論に導いていく  
のにどういう問題点があるのかということも、おぼろげながら皆さんもおわかりになった  
と思いますし、私もある程度、そういうことがわかったような気がします。やはり、残し  
ていくとするならば、見直すべきところが多々あるだろうというような感じがいたしまし  
た。

今回は、少し具体的な話ということで、事務局のほうアンケートをかなり綿密にとっ  
ているということですので、そのご報告をしていただいて、屋台のルールなどの現状につ  
いて、臼井さんのほうからご報告をしていただきたいと思います。その後に、皆さんでま  
た議論をしたいと思います。

じゃあ、よろしくお願いします。

【松汐委員】      済みません、委員長。

その前に地元のアンケートを私、自治会を通じて今日準備しておるんでございますが、  
ぎりぎりで間に合わなかったものですから、市に対して今日説明したような次第でござい  
まして、もしよろしければ、委員の皆様、私ども地元のアンケート資料を配付したいと  
思いますが、いかがでしょうか。

【鳥越会長】      その資料は用意してあるわけですね。

【松汐委員】      はい。

【鳥越会長】      ああ、そうですか。

それは皆さん、よろしいですね。それは松汐委員の地区での……。

【松汐委員】      奈良屋地区の要約のアンケートです。

【鳥越会長】      奈良屋地区の住民の皆さんのアンケートですね。それは参考資料という

ことで。

【松汐委員】      そうですね。

【鳥越会長】      じゃあ、ぜひ皆さんにごらんいただいて。お配りください。

【事務局（臼井）】      それでは、まず事務局のほうからご説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

【鳥越会長】      はい、どうぞ。

【事務局（臼井）】      それでは、事務局のほうからご説明をさせていただきます。

お手元のパワーポイントといいますか、オレンジ色の資料、屋台との共生のあり方研究会資料（第2回）というものをごらんいただければと思います。また、あわせて、スクリーンにも同じものを映しておりますので、ごらんいただければと思います。

それでは、ご説明を始めさせていただきます。

今回のご説明内容でございますけれども、前回申し上げたとおり、大きく分けて二つございます。

まずは、市民の方々及び観光客の方々向けに、9月中旬から9月下旬にかけてアンケートを行っておりますので、その結果のご報告をさせていただきます。また、前回研究会で、平成10年の屋台問題研究会報告書の検証を行うべきとのご議論をいただきまして、それを受けて、前回研究会の報告書でも提言されていた屋台のルール確立というところについて、その現状や課題の整理をいたしましたので、そのご説明をいたします。最後に、事務的なご連絡について、次回研究会についてというところをご報告させていただきます。

それではまず、アンケート結果について、ご報告をさせていただきます。

まず、アンケートの方法でございますけれども、調査期間は9月14日から9月28日の2週間、住民基本台帳及び外国人登録台帳から無作為抽出をいたしました福岡市内在住の20歳以上の男女4,000人にアンケートを郵送しております。その結果、約半分の1,967件の回答がございまして、平成8年の屋台問題研究会と比較すると、回収率は同じく半分程度なんですけれども、対象人数を倍にしていることから、回収数も倍程度になっております。

アンケートの具体的な内容については、参考資料としておつけしておりますので、またごらんいただけたらと思います。

今回のアンケートは、平成8年に屋台問題研究会でもアンケートをとっておりまして、そことの比較ができるよう、当時と基本的には同様のものとしております。具体的な質問

項目といたしましては、性別、年代、居住地等の基本情報、また、屋台のいい点、問題点、今後の屋台の存続についてなどとなっております。

それでは、その結果をこれからご説明させていただきます。

まず、回答された方の基本情報でございますけれども、上が平成23年、今回の結果、下が平成8年当時の結果となっております。

性別、年齢、居住区等についてお聞きしておりますけれども、基本的には、平成8年のアンケートとそれほど大きな差異はございません。強いて言えば、年代について、20歳の回答は減少し、60歳代以上の回答が増加しているという傾向にございます。

続いて、屋台に行った経験とその利用頻度でございます。

屋台に行った経験といたしましては、福岡市民の約8割が屋台に行ったことがあるということで、平成8年とほとんど変わりはありません。市民の方は、ほとんどの方が屋台に行ったことがあるということでございます。

一方、その頻度でございますけれども、全体的に、市民の屋台の利用頻度は低下傾向にございます。この黄色いところ、一番左の部分が屋台に1回は行ったことがある人。もう1個隣の、上でいうと17.2%のところは年に数回行く方ということで、行ったことがあるというだけの方がかなり増加しておりまして、年に数回程度行くという方がかなり減少しているということで、年に数回程度行くというよりももっと行くという人の割合ですけれども、平成8年、47.9%、約半分程度いらっしゃったのが、今は大体20%程度ということで、市民の方は、利用頻度としては、それほど行かれなくなっている傾向にあるようです。

続いて、屋台の問題点、屋台のいい面でございます。1枚おめくりください。

住民の9割近くの方が、屋台にはいい面も問題点もあると考えております。その割合については、平成8年と比べていずれも上昇しております。

特に問題と思うことといたしましては、左下をごらんいただければと思うんですけれども、衛生面や悪臭、トイレの問題などの衛生面の課題について問題を感じる方が多い一方で、通行障害、通りにくいのではないかなというところについては、今回、24.3から9.8%ということで、大きく減少しているようでございます。

また、特にいいと考えている点につきましては、福岡らしさや観光面で貢献していると思う方が多い一方で、先ほどの屋台の利用頻度が低下しているというところと関係するかと思いますけれども、庶民的で気軽に利用できるとする割合は、大きく減少しているよ

うでございます。

それでは、次のページをごらんください。

屋台の存続についてでございますけれども、なくなってしまうといいのか、それとも、やっぱりなくなることは望ましくないと考えているのかというところでございますけれども、市民の約65%以上は、屋台の存続に対しては肯定的でございます。

一方、「ないほうがいい」「なくなってしまうといい」とお答えの方は12.6%でございます。まして、あとは1割程度の「わからない」、無回答という方がいらっしゃいます。

平成8年と比較しますと若干低下しているようにも見えますが、この設問に対して無回答の割合が比較的多かったことを考慮すると、なくなってもよいと考えている方より、依然としてあったほうがよいと考えている方がかなり多いという結果が出ているかと思えます。

【鳥越会長】 臼井さん、初めての人は、こういう数字を頭に入れていくのに時間がかかるんだよね。だから、ちょっとゆっくり目に説明してくれる。

【事務局（臼井）】 失礼しました。

【鳥越会長】 あなたがばあっとしゃべってどんどん次に行っちゃうと考えられないんで、そこのところよろしく。

【事務局（臼井）】 申しわけございません。

ということですので、少し戻らせていただきますと、大きく分けて、屋台に行った経験としては、多くの方が行っているけれども、頻度としては少し減少している傾向にある。かなり行かなくなっている傾向にあるようでございます。

問題点でございますけれども、9割程度が問題点もあれば、いい面もあるというふうに感じておられるようで、特に問題と考えるところとしては、トイレや悪臭などの衛生面の課題で、通行障害は減少しております。

一方で、いい面としては、福岡らしさ、観光面での貢献の割合が増加しており、庶民的で気軽に利用できるという方は大きく減っている傾向がございます。

存続については、先ほど申し上げたとおりで、市民の65%以上の方が肯定的でございます。

ただ、減少傾向への対応といたしましては、「今すぐ減少傾向の対策をとる」というのが8%程度で、「今すぐはとらなくてもいいけれども、消滅は望ましくない」と考えておられる方は57%ということで、減少傾向に対して、なくなってほしくないという方は多い

んですけれども、それに対して緊急性を感じている方はそれほど多くないという結果が出ております。

また、屋台が道路などの公共の場にあることについては、傾向といたしまして、45%程度の方が「道路などの公共の場にあったほうがよい」と考えており、反対の方も含めて、「道路などの公共の場にはないほうがよい」という方が27%ということで、傾向といたしましては、「道路など公共の場にあったほうがよい」と考える方のほうが多いという意見が出ております。

続いて、観光客の方にとったアンケートでございます。

調査期間は平成23年の9月16日から9月27日まで、福岡市内のホテルにご協力いただきまして、18歳以上の男女の方を対象にご回答いただいております。今回の回収数は689件でございまして、期間が前回と比較してかなり短かったことから、前回1,600件程度に対して、700件程度の回答となっております。

それでは、その結果についてご説明をさせていただきます。

まず、今回、屋台を利用した方の割合でございすけれども、前回屋台に行かれた方が半分以上いらっしゃったのに対して、今回は3割程度ということで、減ってはいます。ただ、「次回屋台に行きたいか」とお聞きしたところ、全体の中で7割程度が「次回も屋台に行きたい」とお答えでした。それはほとんど変わってないことからすると、今回たまたま行かなかった方も多かったのかなというふうには考えられます。

また、「屋台は親しみやすい」と考えている方が7割程度いらっしゃいまして、「普通」と考えている方が3割程度でございすので、「親しみにくい」と考えている方はそれほどいらっしゃらないということでございす。

また、市民の方が問題意識を持っていた衛生面に関してですけれども、観光客の方はどちらかというと、衛生面にはそれほど問題を感じていない割合が高いようございす。

「衛生的だった」と答える人と、「普通」と答える人の合計が大体8割程度でございまして、「不衛生」と答える方が2割程度ということで、市民アンケートの結果と比較すると、それほど問題を感じていない方が多かったようございす。

続いて、福岡のイメージに屋台が合っているかどうかというところでございすけれども、観光客の約9割の方が、「屋台は福岡のイメージに合っている」とお答えでして、福岡のイメージとして、屋台がかなり定着しているのかなというふうには考えられます。

また、7割以上の方が「屋台は福岡に残ってほしい」と考えておられまして、「どちらで



もよい」という方が2割程度であることを考えると、合計すると9割以上の方が「普通」か「残ってほしい」で、「廃止してよい」というのが4%程度でございました。

これらの数字は、いずれも前回研究会とそれほど変わっておりません。

最後に、今までご説明したアンケートから読み取れることのまとめでございます。

まず、市民アンケートでございますけれども、市民の方々がそれほど屋台に行かなくなっている傾向にあるという結果が出ております。

また、約9割の市民の方が、屋台にはいい面もあれば問題点もあると感じているようです。

問題点といたしましては、通行障害と考える住民の方は減少している一方で、トイレの問題や悪臭も含めた衛生面の課題を感じていらっしゃる方が多くなっているようでございます。

また、いい面といたしましては、福岡らしさ、観光に貢献していると考えている市民が多くなっております。

屋台の存続についてですけれども、屋台の減少に対して、今すぐ対策を講じる必要性は低いと考えているものの、65%以上の市民が将来消滅してしまうことは望んでいないという傾向にございます。

また、その場所といたしましては、道路などの公共の場にあるほうがよいという意見が多い傾向にあります。

続いて、観光客の方にとったアンケートでございますけれども、多くの観光客の方が屋台に親しみやすさや福岡らしさを感じておられました。

利用割合としては、今回は3割程度ということで、前回と比較すると減少はしていましたが、次回は屋台に行きたいと考えている方が7割程度いらっしゃって、観光面でも貢献をしているというところがあるのかと思います。

また、7割以上の方が、屋台は福岡に残ってほしいというご意見をお持ちのようでございます。

今回、ニック・サーズ委員に外国人の方向けにアンケートをとっていただき、それを事前にいただいておりましたので、その概要について、私から簡単にご説明をさせていただきます。

委員提出資料のニック・サーズ委員提出分のところをごらんください。5ページ以降でございます。

概要でございまして、今回のアンケートは170名の外国人の方を対象としてとっていただいております、10ページをごらんいただきますと、先ほど、年に数回も行かないという市民の方が多かったのに対して、外国人の方の頻度としては、月1回、週1回の方が4割程度いらっしゃるということで、市民の方々に比較して屋台に行かれる頻度が多いという結果が出ております。

また、12ページをごらんいただければと思うんですけれども、問題点と感ずるところは、「悪臭や道路が汚いこと」というご意見もあるんですけれども、特に多い項目として、「料金が不明瞭なこと」が25%程度と多くなっているようでございます。

また、いいところにつきましては、修正資料ということで別途お配りしておりますけれども、「福岡らしさがある」というところが96.8%で、ほとんどの方が福岡らしさを感じておられるようで、また、観光面の貢献も82.6%ということで、これは、市民と同様に高い傾向にあるようでございます。また、利用者の立場としてのご意見などが、「気軽に利用できる」「おいしい」「夜遅くまで営業していて便利」というところも、47%、67%、80%というところで、かなり高い割合が出ております。

さらに、14ページをごらんいただければと思うんですけれども、残したいと思っているかどうかについては、7割以上が残すことに関して積極的なご意見をお持ちでありまして、また、比較的、緊急性を感じている方が31.6%と多い傾向にございます。

また、15ページをごらんいただきますと、場所といたしましては、「公共の場にあったほうがよい」「あってもよい」という方が8割以上ということで、これも市民の方々のアンケートと比較して、かなり大きい数字が出ております。

このように、外国の方からは、市民の方から見るとまた違った形で映っていることがわかんと思います。

アンケート結果についてはひとまず以上でございまして、続けて、ルールに関することでも一通りご説明をさせていただければと考えております。

1枚おめくりいただきまして、まず、前回研究会を受けて取り組みを検証すべきというご議論の中で、その検証に当たっての基本的な視点でございまして。これまで、前回研究会以降、ルールの整備や周知・指導等の取り組みを行ってまいりましたが、その遵守状況の現状について、改めて整理をしてまいりたいと思います。特に視点といたしましては、屋台営業者の方が決まったルールをちゃんと守ってきたのか。また、行政は違反に対して指導・処分を行ってきたのか。最後に、現在のルールに見直すべきところはないかど

うかという三つが基本的な視点になるかと考えております。

整理の流れでございますけれども、まず、現状の整理・検証として、前回、委員からもご指摘のあったルール内容の整理、ルール遵守に向けた具体的な取り組みとその遵守状況、そして、屋台営業者の方にご協力をいただきましてアンケートをとっておりまして、そのルールに関する部分についてご紹介をさせていただき、そこで見えてきた現状に対する課題を整理しております。これをもとに、今後、必要な屋台のルールのあり方について、ご議論をいただければと考えております。

まず、結論のような部分になるんですけれども、次のページをごらんいただきまして、現状と課題の整理でございます。

現状としては、屋台営業の適正化に向けて、屋台組合や行政が取り組みを行ってきたものの、いまだ許可条件、許可基準や指導事項が遵守されていないものがあるという現状がございます。

その現状と課題認識でございますけれども、まず、基本的には、屋台営業者の方が主体的にルールを守る必要がある。遵守率が低い項目であったり、特定の地区で遵守できていない項目がございますけれども、関係法令や屋台指導要綱というのが屋台が公共空間に存在するためのルールであって、一義的には、営業者が自主的に守るべきものであるという考え方があるかと思います。

続いて、許可基準や条件などの違反に対して、行政の対応を見直す必要がある。これまで、行政としても継続的に指導を行ってまいりましたが、これからご説明いたしますように、許可基準や条件違反について遵守率の低い項目があること、また、市民の9割近くの方が、先ほどご紹介したとおり、屋台営業に問題点があると感じていることを踏まえると、違反に対する行政の対応を見直す必要があるという認識を持っております。

また、その中での課題といたしまして、限られた体制のもとで、深夜の時間帯の違反や現認が困難な事項について、対応を考える必要があるかと思っております。

最後に、ルール自体の見直し。その取り組みは1番、2番でございますけれども、その前提となるルール自体の見直しを検討する必要があるのではないかとこのところでございます。

考え方といたしましては、処分の手続やその対象となる事項の検討、また、現状を踏まえたルールの検討など、ルールそのものについて改めて見直しを行う必要があるものと考えております。

それでは、この３点について、ルールの内容や実態等についてまとめた結果を通じて、ご説明をまいります。

まず、ルール内容の整理でございますけれども、ルールと言っても、その内容はさまざまなものがございます。そこで、第１回研究会でもご意見をいただいたように、ルールの内容であったり、その手続について整理をしております。

この部分については、前回もご説明をさせていただいたんですが、屋台営業に当たっては、さまざまな許可がございます。場所に関するものとして左の区分というところをごらんいただければと思うんですが、道路であれば道路使用許可は警察が所管しております。また、市が所管している——国道であれば国ですけれども——道路占用許可は道路法に基づきます。公園にあるものについては、公園内行為許可ということで、福岡市公園条例に基づいて、市が出している公園内の行為許可がございます。

また、これらの場所の区分とは別の区分といたしまして、食品衛生に関する営業の許可がございます。これも食品衛生法に基づきまして営業許可が出されております。管は保健所ということで、市のほうで許可を出しています。

これらの許可を受けて、屋台は合法的に存在をしている存在でございます。しかし、許可が継続されるためには、それぞれ許可ごとのルールを守る必要がございます。また、法令以外に守るべき内容として、屋台指導要綱なども規定しております。

そこで、ルールの内容のイメージでございますけれども、大きく分けて二つございまして、一つは、関係法令に基づく許可の基準や条件、もう一つが、その他屋台営業者への指導事項でございます。

許可の基準・条件としては、公共の場の適正な利用であったり、路幅の確保、営業時間の遵守、また、生ものの禁止などの食品の取り扱い、原則一代限りなども基準・条件となっております。

指導事項といたしましては、水道等の環境整備であったり、営業者本人による営業、また、料金の明示なども指導事項として決まっております。

これらに違反すると行政の対応として指導と処分がなされます。この上の二つの違いでございますが、左側の許可基準・条件であれば、指導の上、必要に応じて処分がなされることになりますけれども、右側の指導事項であれば、単なる指導事項でございますので、これについては、処分までは行けないという考え方が一般的でございます。

先ほどご紹介した四つの許可ごとに、それぞれ基準・条件や遵守状況が異なりますので、

それについて整理をしたものをご紹介します。

その前に、違反への行政の対応でございますけれども、まずは、屋台指導要綱に基づく指導が行われます。まずは口頭指導、その後、同一違反が未改善の場合に注意書、さらに同一違反が未改善であると警告書、それが年3回出されますと処分になりまして、道路・公園の許可の効力停止、これが年2回なされると、許可が取り消されます。これが、屋台指導要綱に基づく手続でございます。ただ、先ほどご紹介したとおり、許可基準や条件違反の場合には処分の対象になるんですけれども、指導事項違反については、左側の指導までという考え方が一般的でございます。

これまでの実績でございますけれども、屋台指導要綱等に基づき文書指導がなされた例はございますが、処分の例はこれまでございません。また、食品衛生法に基づく営業許可は、この屋台指導要綱とはまた別の手続でございます。処分までの指導の回数などの具体的な規定はございませんが、基本的には、指導をしてから処分ということで、文書指導は近年もなされておりますけれども、処分は平成11年度以降、なされていないという現状でございます。

法律の話が続きまして、かたい話で恐縮ですけれども、許可の基準・条件の基本的な考え方についてイメージをご説明いたしますと、まず、許可の前に満たさなければいけない法律や条例の前提条件として、許可されるための基準がございます。これを満たせば許可がなされます。許可後は、許可をされればそれでおしまいというわけではなくて、許可された後も守らなければいけないことがありますて、それが許可の条件として付される場合がございます。これら二つが守られていない場合には、指導の上、必要に応じて許可の取り消し、停止等の処分がなされることとなります。それら許可基準や条件以外に、さっきご説明したような一般的な指導事項がありまして、この違反については、一般的には、許可の停止や取り消しはできないものと考えられます。

先ほど紹介した道路であったり、公園であったりの四つの許可がございますので、それらについて、一つ一つ整理をいたしておりますが、ざっとご説明をさせていただきます。

まず、道路交通法に基づくものでございますけれども、①道路使用許可というところをごらんください。

許可されるための基準としては、「交通の妨害となるおそれがないこと」、または「交通の妨害となるが、公益上または社会慣習上やむを得ないものであること」ということが決められております。

前回ご説明をいたしましたけれども、現在は社会の慣習上やむを得ないものであるという考え方に基づいて許可が認められておりますけれども、新たな許可については、その慣習性が認めがたいのではないかとということで、新規参入は認められておりません。

今後、そういう道路の公共空間における許可を考えるに当たっては、社会の慣習上と、もう一つ、公益性についても考えていく必要があるものと考えられます。

その他、許可の条件といたしまして、営業時間であったり、許可の範囲外に、いすやテーブルを置かないことなどが法律に基づいて定められております。

これらに違反した場合には、一定の手続のもとで必要に応じて許可取り消しなどの処分がなされることになります。

また、指導事項としては、他人に名義をかさないことであったり、車両等を道路に放置しないこと、道路を汚さないことなどが定められております。

1枚おめくりいただきまして、続きまして道路占用許可でございます。これは、市の所管しているところでございますけれども、道路法に基づき道路占用許可が出されております。

許可されるための基準といたしまして、例えば、路幅の2メートル確保しなければいけないということや、視覚障害者ブロックから0.6メートルの確保をしなければいけないということを道路法に基づいて屋台指導要綱に市として定めておりまして、また、新規参入を認めないということなども定めております。

許可の条件としては、時間や規格など、道路使用許可と同様のものがございます。特に規格については、2.5掛ける3メートルで現在許可を行っておりますので、その範囲外に機材等を置かないことが許可の内容となっております。

ほかにも、営業終了後に屋台や機材の放置を行わないことなども定められており、許可の承継が原則できない、原則一代限りなども許可の条件として定められておるところでございます。

これらに違反した場合には、一定の手続のもとで必要に応じて処分がなされるというのは同様でございます。

指導事項につきましては、屋台指導要綱に規定されているものがございます。公園と共通する部分がございますので、後ほどご説明をさせていただきます。

続いて、場所に関係する許可としてのもう一つの区分としての公園内行為許可でございます。福岡市内では、例えば清流公園などの中に屋台がございます。

基準としては、道路のように通行のためというところがないので、少し性質が異なっておりますけれども、福岡市公園条例に基づいて、公園の利用に支障を及ぼさないこと、公園の周辺の居住者等の迷惑とならないことなどが定められており、また、条件として、公園を損傷しないことや清掃、整とんに留意すること、その他、営業時間や区域外での営業禁止など、道路占用許可と同様の事項が定められております。

これらに違反した場合にも同様に、指導の上、必要に応じて処分がなされるという規定となっております。

そして、指導事項については、道路占用許可と共通しておりますので、次にご紹介をいたします。1枚おめくりください。

屋台営業者の指導事項でございますけれども、道路占用許可と公園内行為許可に共通する道路及び公園での指導事項として、このようなものがございます。

屋台の設備、上下水道の整備に努めること、トイレの整備に努めること、また、屋台営業は屋台営業者みずからが行うこと、料金の明示は、飲食料金を利用者の見やすい場所に明示すること、また、ごみなどは事業系ごみとして処理すること、家庭系ごみとして処理しないことなどが指導事項として定められております。

続いて、食品衛生法に基づく営業許可でございます。これまでは場所の区分でございましたけれども、今回、食の安全という観点からの営業許可でございます。

食品衛生法上、許可されるための基準として、まず大前提として生ものの提供の禁止がございまして、そして、施設が備えるべき基準として、衛生的な冷蔵設備や温度計を備えること、相当量貯水できる衛生的な容器があることなどが定められております。

また、許可の条件として、食品等の衛生管理など一般的に営業者が遵守しなくてはならない事項に加えて、市長が指定した種類の食品以外は提供しないこと、屋台外調理を行わないことなどが定められており、これらの違反についても指導の上、一定の手続のもと、必要があれば処分が行われることとなります。

また、指導事項といたしましては、生ものの提供ができません。行かれた方はごらんになったこともあるかと思いますが、黄色のステッカーがございまして、生ものの提供は禁止ですというステッカーを張ることなどが定められております。

ルールの内容について、これまで整理をさせていただいたんですけれども、これらに基づきながら屋台営業者や行政がどのような取り組みを行ってきたかについてご説明をさせていただきます。

まず、屋台営業者の取り組みでございますけれども、委員としても参加していただいている屋台組合の組合長の方々を中心とした、屋台組合による指導・啓発、例えば、各屋台組合の衛生指導員が3カ月に1回指導を行ったり、その他任意の啓発を行っております。委員提出資料の33ページをごらんいただければと思うんですけれども、前回、9月16日の第1回の研究会を受けて、委員としてご出席していただいている米倉委員より、研究会についていろんなご意見があって、「今後、くれぐれもルールを守って営業されるよう切にお願い申し上げる次第です」と、最後に書いてありますけれども、このようなそれぞれ独自の啓発を行っておられるようでございます。

また、行政といたしましても、道路や公園、また保健所など、担当部局による定期的な指導、また、警察や国道事務所との合同指導、屋台向け講習会など指導・周知に取り組んでおります。

また、次回に経緯等も含めご説明させていただければと思っておりますが、市民の方々による屋台モニター制度なども取り組んでまいりました。

ここで、前提となるルールと取り組みについてご紹介をさせていただきましたけれども、ルールの遵守状況がどうなっているのかを市で調べておりますので、それについてご説明をさせていただきます。

前回、屋台の場所ごとの区分を行うべきであるというご意見をいただきましたので、屋台が多い場所ごとに区分を整理しております。

左側の中央区には大きく分けて二つございまして、長浜地区とそれ以外の天神等地区がございまして、この写真のようなイメージでございます。

また、博多区には、先ほど言った清流公園地区、また、再配置対象となっている冷泉地区や須崎地区などがございまして、それ以外の場所にも博多区には多数の屋台がございまして、

次のページは、中央区の主な屋台の場所をプロットしたものでございます。

まず、天神等地区には、この市役所から少し出た渡辺通というところがございまして、そこにかかなりの数の屋台がございまして、また、それと交差する形で走っている昭和通りにもかなりの数がございまして、このあたりに大体72軒程度ございまして、また、左上の長浜地区に14軒程度ございまして、

次に博多区でございます。

地図といたしましては、まず、清流公園地区、中洲の川沿いの公園のところに17軒程



度ございまして、あとは冷泉地区、須崎地区、その他地区など、ばらついてございます。

このほかにも、多くはありませんけれども、東区などにも屋台はございます。

それでは、遵守状況の調査結果をご報告させていただきます。

まず、方法ですけれども、先ほどご紹介した屋台の指導や合同指導などの中で、できる限り多くの数について遵守状況を調査しております。一定数、休業屋台や、あまり開かなかった屋台もあったことから、原則136軒について調査を行ったところでございます。また、時間帯につきましては、原則18時から20時、必要と考えられる項目については、時間をずらして調査を行っております。

ピンク色が遵守率が50%未満だった項目、また、黄色が遵守率70%未満であった項目でございます。

ごらんいただきますと、特に、1の設営時間、また、2の屋台規格の項目の遵守率が低いことがわかります。

まず、設営時間でございますけれども、これは設営開始時間の少し前に実際に調査を行っておりまして、6時から設営を始めなければいけない道路は5時半ぐらい、4時から始めなければいけない公園であったら3時半ぐらいに実態調査を行いました。その結果、7割程度が早目に営業を開始しているという結果が出ております。

また、屋台の規格について、機材も含めて2.5掛ける3メートルの範囲におさまっているか調査したところ、ほとんどがおさまっていないという現状がございます。ただ、どのくらいはみ出ているかは、地域ごとに、ある程度異なる結果が出ております。この点につきましては、またご説明いたします。

その他の項目ですけれども、屋台外営業、例えば、テーブルを出したりという営業については、遵守率が比較的高いという結果が出ております。ただ、この実態調査は18時ごろで、あまりお客さんがいない時間帯とも考えられたことから、夜の10時ぐらいにも別途実態調査を行っておりまして、割合としては、夜遅いほうがテーブルを多く出しているという実態はございました。

続いて、点字ブロックの障害ですけれども、こちらは97.5%ということで、ほとんど障害をしているような状況はございませんで、また、2メートルの路幅を確保していない歩行者の通行障害についても、それほど多くございませんでした。

ただ、通行障害については、テーブルを出しているような場合であったり、再配置対象屋台の26軒は2メートルの路幅を確保できておりませんので、そもそも通行障害になっ

てしまっているという現状がございます。

また、その他の項目として、駐車であったり、排水処理の遵守率は若干低いという傾向が出ております。駐車については、場所ごとの区分の中でご説明いたしますが、清流公園地区では、これに加えて、所有者は確認できなかったため数字には入れておりませんが、屋台の裏に12台程度の車両がとめられているという現状もございました。

また、本来、下水として処理しなければいけないんですけれども、4割近くが雨水ますに流し込んでしまっているという現状も出ております。

なお、料金表示については、どこの店でもなされているという結果が出ております。

これにつきまして、場所ごとに遵守状況を整理しております。

まず、1番と2番の設営時間と屋台の規格については、どの地区でもあまり守られておりませんでした。設営時間については、天神や博多のその他の地区では比較的、4割程度ではございますけれども、守られている傾向にはございました。規格については、どの地区でもほとんど2.5掛ける3にはおさまっておりません。多いものとしては、屋台そのものの大きさは2.5掛ける3におさまっていたんですけれども、機材等を置くことによって横幅が超過している傾向があるようです。

その下に、機材等を含んだ平均規格をご紹介します。超過している大きさが場所によって異なりまして、特に長浜や須崎のあたりなどでは、横幅が大きく超過しているという現状があるようでございます。

テーブル営業につきましては、先ほど申し上げたとおり、3番でございますけれども、18時と22時に分けて調査を行っておりまして、全体としては比較的遵守率は高いんですけれども、22時ごろの清流公園では、かなりテーブルが出されているという結果が出ております。

また、長浜は屋台の規格そのものが大きいので、その中でテーブル営業をしているという場合もございました。

4番の点字ブロックでございますけれども、これはおおむね守られておりました。

一方で、2メートルの路幅は確保できていない歩行者の通行阻害については、長浜、冷泉、須崎は再配置対象地区でございますので、2メートルの路幅は確保できておりません。また、清流公園のあたりはテーブルを出していることから、路幅は確保できていないところがございました。

続いて、営業開始後の近くの駐車でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、清

流公園は所有者が確認できなかったんですが、12台程度車が駐車されておりまして、また、須崎などでも営業開始後の駐車が見られました。

さらに、7番の排水処理については全体的に遵守率があまりよくなく、雨水ますに流し込んでしまうことで、悪臭の原因になってしまうような場合があるようです。

あと、料金表示については、どこの店舗でもなされておりますけれども、料金表示されているもの以外にメニューがあるかどうか、いわゆる裏メニューみたいな形であるかどうかということは指導の中では確認が困難でしたが、料金表示については100%なされているところがございます。

屋台規格のイメージ例として現状を四つ紹介しております。例えば、左上や左下の写真の場合、ビールケースみたいなものを置まして、若干、横3メートルを逸脱はしているんですけども、広い歩道が確保されていて、それほど通行を阻害しているわけではないこともあります。ただ、一方で、右上のように、路幅いっぱいに機材を置いてしまったり、右下のようにテーブルを出して営業して通行を阻害していると考えられるような場合もあって、その状況は地区ごとにも異なっていると考えられます。

続きまして、食品関係でございますけれども、食品関係については、比較的どの項目についても、遵守されている状況にありました。口頭確認や、できる限り現認で、取り扱い食品及び取り扱い条件以外の食品を提供していないかとか、屋台外調理を行っていないか、また、食器の管理等々は適切かなどの項目を調査してございます。強いて上げると、9番の手洗い器や洗浄容器2個以上などという施設基準の遵守率が若干低い傾向にあるようでございます。

これを場所ごとに見てみますと、長浜地区は屋台そのものの規格が大きいことから、屋台外調理が遵守できていない状況にございます。

また、長浜で営業許可事項や食品衛生責任者の氏名掲示が顕著に低いんですが、これは、許可事項のシールなどを事故により紛失したという事情があるようでございます。

さらに、9番の施設基準については、特に長浜地区であったり、母数は少ないですけども、冷泉地区なども遵守率が低い傾向にあるようでございます。

ここらは、地区ごとに若干状況が異なるという結果が見えてきているかと思います。

続きまして、これらの指導結果だけではなかなかかわからない、担当部局に寄せられている苦情などをご紹介させていただきます。

まず、近隣のビルの管理者の方や固定店舗などの方から、次のような苦情がございます。

規格外に置いた機材等によって、ビルの入り口、店の入り口をふさいでしまったり、ビルの外壁を損傷・汚損している。また、側溝や歩道上などへの機材の放置やごみの投棄、トイレの不案内などが見られる。あとは先ほどございましたけれども、排水処理が不十分なことによる悪臭であったり、あとはお客さんの排せつ物とか嘔吐物によって、地域環境が阻害されているという苦情がございます。

また、屋台そのものが汚れていたり、老朽化しているのではないかな。生ものを出しているのではないかな。これは、出してはいけないというのが前提としてございますけれども、なかなか行政として現認が困難な事項として上げられるかと思います。

また、ぼったくりがあるということで、料金表示はどこの店もされているんですけども、その中で一部料金表示がないようなメニューがあったりして、それについて、思ったより高い値段を取られてしまうという苦情も聞かれるところでございます。

続いて、屋台営業者のルールに対する考え方ということで、屋台営業者の方にご協力いただきまして、アンケートをとっております。期間は10月の12日から10月の20日。対象は、全屋台営業者にしておりまして、本日お越しいただいております3組合長にご協力いただきまして、各屋台に対する配付、回収をしておりまして、また、福岡市に設置しておりますIC未来フォーラムの委員長をしておられます東京大学の出口教授が、過去に研究の中で屋台営業者の方にアンケートをとられたということで、ご協力をいただきまして、過去と同様の質問として、集計・整理をしております。

ご回答は107件程度ございました。

その結果でございますけれども、屋台指導要綱の規定について、「やや厳しい」「厳しい」という所感をお持ちのようでございます。「やや厳しい」が44%、「かなり厳しい」が19%ということで、6割程度が厳しいと考えられているようです。

これについては、地区ごとの差はそれほど顕著ではございません。また、一部、屋台指導要綱の内容を知らない営業者もいらっしゃったようでございます。

続いて、ルールの中で厳しいと感じる点は、特に、営業時間や屋台の規格、また、原則一代限りを厳しいと感じている営業者が多いようでございます。

これについては、地区ごとに厳しいと感じる点が異なっておりまして、天神や清流公園などでは、比較的、食品の取り扱い、また、長浜では屋台の規格などをそれぞれ厳しいと感じている割合が若干高いようでございます。

続きまして、考えられるルールを守らない理由でございますけれども、赤いところが「遵

守意識が低いのではないか」、また、緑のところが「利用者からの求めがある」ということで、51%と27%でございますが、この意見が全体としては多かったようでございます。また、ルールを知らなかったり、行政指導の不十分さを原因と考える屋台側の意見はそれほど多くなかったようでございます。

割合としては、長浜地区が利用者からの求めが多いのではないかと、また、清流公園地区は、行政指導が不十分ではないかというお答えが多かったようでございます。

これらは母数が少なかったもので、割合としては若干高く出てしまっているという状況もございます。

続いて、地域住民とのやりとり、例えば、苦情などのやりとりでございますけれども、直接のやりとりはそれほど多くないようでございますが、地区ごとの傾向として、天神の地区はトイレ、長浜地区は清掃や騒音、清流公園は通行の阻害になっているんじゃないかというやりとりが多いという結果が出ております。

字が多いですけれども、1枚おめくりいただきまして、2の4でございます。ここまでのまとめとして、ほとんどの屋台営業者が遵守できているような項目がある一方で、許可基準や条件となっている項目について遵守がされていないものがある。また、遵守できていない理由として、営業者のモラルの低さや利用者からの求めを上げるような営業者の方が多かった。

続いて、屋台設営開始時間、屋台の規格については顕著に遵守率が低く、これらについては、屋台営業者も厳しいと考えている割合が高かったです。

規格については、機材等を置くために横幅を超過している場合が多く、屋台そのものの規格は2.5掛ける3メートル程度におさまっている場合が多いようです。平均すると、長浜地区や須崎地区なんかは、横幅がかなり超過している傾向が強いようです。

一方で、再配置の取り組みによって通行阻害に対する市民の課題意識は減少しており、また、実際、天神等地区や博多区のその他地区では、十分な歩行幅員が確保され、営業時に必ずしも通行の障害となっていないような屋台もあるようでございます。

続いて、見えてきたものとして、場所によって、遵守状況や遵守率の低い事項が異なる。天神等地区や博多区、その他地区は比較的遵守率が高いですけれども、長浜地区が排水処理や食品衛生関係の項目の遵守率が低く、また、冷泉公園地区はテーブル等の屋台外営業や駐車に関する遵守率が低いという傾向が出ているようでございます。

そこでまた、行政の現状の課題認識でございますけれども、遵守できていないことに対

する処分まで至っていないという現状がございまして、常時監視が困難な中で、屋台の自主的な遵守を求めてきたこと、また、指導によって一時的には改善が見られる場合が多いことから、これまで処分にまで至っていないという現状がございます。

また、常時監視が困難な中でチェックが難しい事項があるということで、夜遅い時間のテーブル営業であったり、ぼったくり、生ものの提供など、現認が困難なので、ここはなかなか把握が難しいというものもございます。

そこで、最初にご説明をいたしました現状と課題の整理でございますけれども、まず現状として、屋台営業の適正化に向けて取り組みを行ってきたけれども、許可基準・条件や指導事項が遵守されていない。これら三つ——屋台営業者が主体的なルールを守る必要がある。許可基準や条件などに対して、行政の対応を見直す必要がある。また、ルール自体の見直しを検討する必要があるという3点の課題認識を考えております。

最後に、この三つの課題に対する論点として事務局として若干整理をしたものを紹介させていただきます。

まず、屋台営業者が主体的にルールを守る必要があるというところについて、ルールについて、屋台営業者や従業員の理解や守ることに対する意識向上に、どのような方策が考えられるか。屋台組合の役割強化など、自主的にルールを守るような仕組みとしてどのようなことが考えられるか。場所によって遵守状況が異なって、それぞれ地区ごとに遵守に取り組む必要があるのではないか。また、利用者からの求めが多かったということもあり、利用者側へのルール周知も必要なのではないかということでございます。

続いて、行政でございますけれども、行政としては、このような現状を踏まえまして、改めて、処分手続等の整理を行いまして、恒常的、反復的に違反するような屋台に対して、適切に処分を行うこと、また、例えば指導結果（違反屋台）のネット公表など、屋台営業者の自主的なルール遵守をさらに促すための方策を検討する必要があるものと考えております。

一方で、課題としては、指導が困難な深夜などの時間帯や現認が困難な、例えばぼったくりであったり、生ものの提供だったりというルール遵守をどのように担保していくかということが課題と考えております。

また、最後に、ルール自体の見直しでございますけれども、行政処分というのは懲罰的なものではなくて、あくまで処分であるということに留意する必要はございますけれども、その中で処分手続の見直しであったり、処分が困難な指導事項への強制力の付与など、ル

ール自体について営業の適正化に向けた検討を行う必要があるのではないかな。

また一方で、必ずしも通行阻害になっていないような屋台の規格など、現在のルール設定を見直す余地があるのかどうかということが論点として考えられるかと思っております。

通して説明をさせていただきましたけれども、市民アンケートの結果、ルールについては以上でございます。一部、お聞き取りづらいところがあったところをご容赦ください。

【鳥越会長】 どうもありがとうございました。

今、事務局からのご報告で、屋台をめぐるさまざまな考え方と、それから現状、ルール違反、改善すべき点などが具体的に上がってきて、おぼろげながら屋台に関する状況が皆さんにご理解いただけたと思います。とりあえず、まず、今の説明について、何か質問、疑問などがございましたら。はい、どうぞ。

【園田委員】 福岡地方料飲組合の園田と申します。福岡市内の料飲組合、無論、屋台さんも組合に入っていていただきます。

お三方の組合長さんも、日ごろは大変指導されておりますが、やっぱり同業者同士では、なかなか徹底しないところもあるかと思います。せっかく、今度、屋台プロジェクトという企画ができました以上は、この方々と一緒に月に数回回られ、また、地域の自治会長、また後ろのビルのオーナーさんと、そこでお店をされておる方が、「何かありませんか」と、こちらから頭を下げて対応したらどうかと思います。

また、屋台組合の会員さんも、今までの意識とは全然——今度は福岡市の観光目的に見えるお客さんを主体ということではありませんが、主にそういう方がお見えになるので、組合員さんもそういう意識を持って対応され、また、衛生面でも、食品衛生協会の保険がございまして、ぜひ食品衛生の保険に入っていたきたいと思っております。

以上でございます。

【鳥越会長】 はい、ありがとうございました。

特に質問ということではないですね。

【園田委員】 はい。

【鳥越会長】 じゃあ、どうぞ、松汐委員。

【松汐委員】 事務局にお伺いしたいんですが、資料の中で、遵守項目の場所ごとの区別という表がございまして。これは、前回の委員会以降の約40日間に調査されたというふうに解釈してよろしいですか。

【事務局（臼井）】 はい。合同指導の中で遵守状況を把握していたものがございました。

ので、7月の結果も一部含まれておりますけれども、基本的にはそれ以降に調査しております。

【松汐委員】 ご質問したいのは、その中で、博多区須崎、私どもの町内の調査内容については、大体何回ぐらい調査・指導をされたということはわかりますでしょうか。

【事務局（臼井）】 須崎地区について、いつしたかということでしょうか。

【松汐委員】 はい。

【事務局（臼井）】 少々お待ちください。

【松汐委員】 それは後でいいです。

今、この資料と地元の私どもがここ1カ月で調べた調査結果が随分違うんです。まず、テーブル等による屋台外営業がなされているのかということで、80%と100%なされていますという項目がございますが、約1カ月の間、約80から90%はテーブルを出したまま営業しております。昨日もやっております。

そういう、きちんと地元で見ているチェックポイント、目線と、こういうアンケートの違いというのが全体的に最初からあるんですが、やはり、そういう調査の内容の視点が、例えば、4,000枚のアンケートで回収率が1,800ですか、その中で、今報告でありました観光客とか、屋台の方とか一般市民とか、その大体の仕分けというか、そういうものが少しデータで欲しい。

私ども、今さっきお出ししました資料の中で、奈良屋地区では、1週間で400のアンケートを出し、307が返ってきております。それは、各町内会長さんを通じて回収した分なんですが、そういう中で、やはり住民と市民、こういう視点が今回問われている問題であろうと。最終的には観光とか、いろんな問題の方向性が見えてきていると思うんですが、やはり、今、ここで検証のために、住民・市民目線での実態調査をお願いしているはずです。

この市民アンケートも、前回委員会ができる前に調査をされています。前回、9月の16日が委員会で、14日には全部配布されております。そういうことが、方向性ありきになっているんじゃないか。この委員会で前会お話ししたように、実態を皆さんで把握するための資料が欲しい。後半は少し明確になっておりますが、そういう中で、もう1度、きちんとした形の少し細かい住民資料をいただきたい。

我々の住民資料との対比を少ししていただければいいかなというふうに思っております。

【鳥越会長】 松汐委員のご意見としては、要するに、市の実態調査と、それから、奈



良屋地区での実態調査では乖離があるということですね。

【松汐委員】      そうです、そうです。

【鳥越会長】      ここに、奈良屋地区屋台アンケートというのが資料で出されていますけれども、もしよかったら、かいつまんでポイントだけお話いただけますか。全部読んでいただくと時間がなくなりますので、結論だけで。

【松汐委員】      済みません。じゃあ、説明させていただきます。

皆さんのお手元にありますのは、少し、福岡市がもう事前にアンケートを委員会の前にされているということをお聞きしましたんで、我々もおくればせながら、10月の24日、住民・市民感覚の実地の地元でのご意見を賜りたいということで、奈良屋自治協議会にご協力いただきまして、各町内会長さん、各町内10部ずつぐらいなんです、アンケート用紙をお配りしましてご協力いただいた。それと、各種団体さん、要するに、自治会を支えてあるいろんな団体さんにもお願いしております。そういう形の中で、400部の中で回収が307返ってきております。

年齢別とか町内別を書いてあります。その中で、一応、一番最初についておりますアンケート用紙というのは、アンケートをしていただける方に対して、屋台をどこまでご存じでしょうかと、それに対するご意見をいただきたいということを含めて、若干のご説明をしております。屋台指導要綱をご存じでしょうかとか、屋台がどういう形で公共の道路において営業されているのか、そういうことを含めてのアンケートでございます。

あとは、最後の3枚については、百四、五十ですが、直接皆様のご意見をいただける言葉の中でのアンケートになっております。これは、私ども、賛成、反対を含めて全部書いております。そういう形の中で、今、福岡市民、博多区、奈良屋地域の住民が屋台をどのように理解をし始めたのかということがわかると思います。

以上でございます。

【鳥越会長】      いや、お聞きしたかったのは、具体的にどの点がどう違ったのかということなんですけれども。

【松汐委員】      今おっしゃるように、市のアンケートの中では、要するに、屋台が基本的にはマナーを守っているとなっておりますが、やはり、市民感覚では、日常の迷惑行為等々がかなり詳細に書いてあります。100%ということはないんですが、七、八割の方が問題点を指摘されております。

【鳥越会長】      具体的にいうと、例えばどういうことですかね。随分細かく書いてある、

これが全部そうですか。

【松汐委員】 はい。

【鳥越会長】 すごいたくさんありますけれども。

【松汐委員】 私どもでは最終的にパーセンテージでは書き出してないので、それが何％ということは今この場では言えないんですが、项目的には、屋台の問題点はということの中で、不衛生、異臭、夜間騒音、歩道占拠、値段の不明確、不公平感、権利の又貸し、こういうのをやはり皆さん、疑問に思ってあられます。

【鳥越会長】 奈良屋地区には屋台がどのくらいあるんですか。

【松汐委員】 博多川沿いに5軒、それから、少し東側に、図でも説明したように、2軒ないし1軒という形の中でやっています。私どもの町内としては、博多川沿いの5軒でございます。この5軒は、ここ10年間、ずっと前から継続されて経営をされている方が1軒、あと4軒は全部代がわりしてあります。ですから、ここで言う権利の又貸し、譲渡にして、賃貸をしてはならないということについては、10年間に何回か経営者というか、そういうものもかわっています。

【鳥越会長】 いわゆる指導要綱に言われる「一代限り」というのは守られていないということですね。

【松汐委員】 はい。それが現状でございます。

四、五日前に報道関係で屋台の取材があったとき、1時から取材を始めて、3時ぐらいになりかけたときはもう二、三台の屋台が出てきておりました。午後3時半にはもう歩道を占拠しています。6時からというのがそういう形となっておりますし、歩道にはもう軽トラックの冷蔵車が屋台にちゃんと横づけしてあって、テーブルもある。こういう委員会ができて、屋台側の皆さんも緊張されているはずなんです。それは連絡が行っているはずなんです。ところが、平然とそういう行為を続けているというのは、全く無視をされているか、ご存じないか、どちらかだと思います。

【鳥越会長】 わかりました。はい、どうぞ。

【西川委員】 この調査はすばらしい調査で、やはり大学出の官の人、統計がとってあるなあと思いつながら、私、感心して見ておりました。松汐委員が言われることは、私たち「民」で統計的になかなかとれないんですよ。でも、一生懸命とらせていただいていると思います。

今、市民と観光客というのを分けられておりますけれども、市民の中に、不利益を受け

ている人と、全然関係ない人がいる。屋台は天神地区、それから長浜地区、中洲地区と分かれています、146万市民の中には全然関係ない人がいっぱいいらっしゃるわけですよ。その関係ない人は考え方が観光客と同じだと思います。

観光客のアンケートでは、屋台にまた行きたいとか言われていますけれども、福岡市は屋台しか文化がないのと。この前、太宰府市の市長様があいさつで「太宰府には、歴史と文化があります。太宰府はそういう町です」と言われました。福岡市は、もっと古い2000年の歴史を持っているのに、屋台しかないんですかと私はお尋ねしたい。

この実施要項が10年前にできましたけれども、その前に、博多区に区長さんたちなど、いろんな方に聞きました。そうしましたら、屋台組合の方たちと話すときには、横の博多署の私服の警官を横につけて、そして話し合う。本来ならば残せないけれども、市民の観光の目玉と言われたから、どうやって残すかということで、皆さん、命をかけて、この福岡市の屋台要綱をつくられたんです。

私、前の会長からも聞きました。一生懸命、お互いに譲歩したのが、この屋台要綱だったんですよ。私も、今、命をかけてここに来ております。一般市民としてですよ。私に何かあったときに、だれが守ってくださるんですか。私は、高島市長、それから、経済局長、それから、鳥越さんにお尋ねしたいと思います。

これだけ言うからには、私も覚悟を決めております。そういう考えで話をさせていただいております。

前の会長は、この屋台要綱は必死にそんなふうにしたのに、今まで自分たちが話したことは何だったのということを言われています。

今日はサーズさん、外国の代表として来てあります。あるフランス人の方が地下鉄から天神に上られました。「わあ、素晴らしい天神、福岡市」と。「でもその下の——済みません、変な表現ですけども——、あの掘っ立て小屋は何ですか」と聞かれたそうです。

そして、今、トイレの問題もありました。トイレが一番問題なんですよ。そして、一等地にトイレができています。私、那珂川の河畔のトイレを掃除する人とお友達です。おじさんに、だれから給料が出ているか聞きました。福岡市です。でも、屋台要綱には、自分たちできちんとトイレを管理するように言われています。でも、そのお掃除の人は市からもらっています。

春吉橋と、であい橋のところに二つのトイレがありますが、この差がわかりますか。そのおじさんが言われるには、これは、公園課と、それから公衆便所という違いだそうです。

どこが違うか聞いたら、トイレトペーパーを置くか置かないかという違いだそうです。私が見たら、同じトイレにしか見えません。掃除する人も同じです。

そして、皆さん、普通、私たち何年か前に横丁文化というのをしました。横丁——中洲には、バブルのときお店が5,000軒あったんですが、今、2,600軒から3,000軒です。屋台だけが減っているわけではありません。そして、その3,000軒の中の1割、300軒はクローズしています。そして、屋台と同じような小さなお店が、ちょうど櫛田神社の真裏に、祇園町の横に、屋台みたいな3坪とか4坪、1坪みたいなお店があります。私が前に行って、トイレに行きたいと言ったとき、やきもち屋さんの横の通りは、真ん中にトイレを置いてあります。「それはだれが管理しているんですか」と聞いたら、「自分たちでお掃除をします」と言われました。「じゃあ、向かい側の通りはどうですか」と。3坪、4坪の店で、「自分のところには家の中にトイレを置いてあります」ということでした。横丁の人たちは自分たちでトイレを管理しています。

屋台の方、私、友達もたくさんいます。でも、屋台だけが何でそんなに優遇されるんですかと申し上げたい。閉まっているお店、ちっちゃなお店、家族でやっているところ、幾らでもあるんですよ。そういうことも考えていただきたいと思っています。

済みません、サーズさん、何か、ご意見がおありのようだったようだったんですけど。私が命をかけて来ているということをご理解いただきたいと思っています。

【鳥越会長】 いいですか。今の西川委員のご発言で、僕は気になるんですけど、私は今回初めてかかわるのでよくわかってないかもしれませんが、西川さんが命にかけてとか、命にかかわるとかおっしゃっているんですけど、この問題は、そんなに何か命にかかわるような問題があるんですか。どなたか……。いや、西川さんに聞いてもいいんですけども、何か命が危ないんですか。言い方がちょっと大げさじゃないですか。

【松汐委員】 私、自治協議会の役員をしておりますので、日ごろ、区役所とか市議員の方と時々会ってお話をします。「いやあ、松汐さん、今度委員になられたんですね。夜道はあまり一人で歩かんでください」と、市議員の方から言われました。これは、その方が悪いんじゃないくて、「そういう話を聞いております」みたいなことです。そういうことは、具体例として私にはまだありませんが、ただ、そういうお話があったということじゃないかという気がしております。

【鳥越会長】 現実には、そういうことがこれまであったんですか。

【松汐委員】 5年ぐらい前に、一度屋台の横暴性を、町内ですから、指導に行ったん

です。そうすると、早速、翌日、私がいなくて、家に嫌がらせの電話がありました。どこどこあなたのところは商売をしているんだろうと、私、取引先だからという話、そういうことはありました。

【鳥越会長】 おどしということですか。

【松汐委員】 そういう解釈もできるんでしょう。

【鳥越会長】 まあ、それはしかし、命とあんまり関係ないですね。

【松汐委員】 そうそう。だから、その程度はあります。

【鳥越会長】 僕は、この会を僕は会長として引き受けた以上、西川さんのような発言を聞くと僕はやや心外で。命にかけてというのはどういうことですか。具体的にそんなことがあるんですか。

【西川委員】 私も86年間、仕事、商売をしております。家を守らなければいけません。いろんな方がいらっしゃるんですよ。私たちの常識で考えられない方、幾らでもいらっしゃるんですよ。そういう20年ぐらい前の区長さんが言われるには、そんなふうに、博多署の人、私服を横に置いておいたって。そこで……。

【鳥越会長】 それは昔の話でしょう。

【西川委員】 はい。

【鳥越会長】 今はあるんですか。

【西川委員】 さあ、今、私はこの会に出てきて、そういう……。

【鳥越会長】 そういう言い方は僕はやめてほしいと思うんですけどね。何か皆さんを何かおどしているようですよ。命がけでやらなきゃいけない仕事ですか、この委員会は。

【西川委員】 そうですよ。簡単なものではないです、私たち地域の住民にとっては。

【鳥越会長】 これはちょっと皆さんの意見を聞きたいんですけど。はい、どうぞ。

【世良委員】 この研究会は、広く市民に公開をされているそういう研究会ですので、やはり、具体的にどのようなことが問題になっているのかというのは、やはり気をつけながら発言していくことが基本ではないかなと思うんですね。具体的にこういう事情があった。そのあったのはいつごろのことかと。例えば、20年前の事情と現在の事情とは違うのかもわかりませんし、お心構えの部分と具体的な事実の部分というのは、やはり分けてもよろしいのかなというのが感想としてはございます。

いかがでしょうか、その点は。

【西川委員】 でも、それだけの気迫で来ています。

【鳥越会長】 わかりました。西川さんはそういう心づもりというか、気迫で臨んでいるということで私は解釈いたします。了解です。

じゃあ、次に行きましょう。福山さん。

【福山委員】 先ほど、アンケート結果のご報告がありました。前回の平成8年と平成23年の対比をする意味で、質問項目も前回と同じ項目ではなかったかと思います。今回、もう少し、現状での問題点あたりをもう少し入れたアンケートが妥当ではなかったかなというふうに私は率直に思いました。

アンケートの結果でまず何ページですか、一番初めの市民アンケートの結果、15年前との比較の②ですが、屋台に行った経験が80.2%というふうになっています。皆さん方、悪いけど、お帰りになって10人に聞いてください。屋台に行った方が8人おられるでしょうか。ありません。

市民には、現在、屋台に行っている人たちは非常に少ないです。私は今、博多区内の自治協議会の会長会、それから、同じあれでも冷泉校区だとか、同じ地域を含めて、213通のアンケートを今出しています。平均年齢は59.9歳、約60歳です。私が会議をしているメンバー、自治協議会の役員というのはそれぐらいのメンバーで、年をとっています。しかしながら、人生経験が非常に長い方です。行ったことがあるに丸をつけてあっても、35年前とか20年前です。博多らしさとかに、いろいろ丸をつけてもらっているんですよ。だけど、イメージで丸をつけている方が非常に多かったというふうに思いました。

実際に行ったことがあるという方が、私の場合は、1年以内は23%、さらに今まで行ったことがあるという人を加えれば約50%。だけど、今まで行ったことがないという回答をされた方が、市民の方で5割、50%いらっしゃる。こういうデータが私のほうでは出ているんです。

ランダムを対象に行政がアンケートされた80.2%はデータとしては正しいと思うんですけども、ただ、データを出されている方の多くは、35年前とか、15年前とか、20年前のイメージなんじゃないか。皆さん方、参考のために、このデータの裏づけというとおかしいんですけど、周囲の10人に聞かれて、その中に、「行ったことがあるよ」と言われる方が、果たして8割いらっしゃるのか。これが疑問になったことが一つです。

それから、私がアンケートした中に、年間30回ぐらい行くという方がいらっしゃったんですね。その方が「ぼったくられた」と回答されてるんですよ。ぼったくられたというんですが、市の統計の一番最後には、「料金表示はほとんどなされている」と書いてあるん

ですね。実際にそうなのか。これはゼロじゃないと思うんです。

料金表示はなされていても、のれんの外に書いてあって、中に入っている人にはわからない表示の仕方とか、横のほうにぶら下げてあるけど見えない。それは料金表示じゃないと思います。

そういうようなやり方が現実に行われている。これが、ぼったくりという形になっているのではないか。これは私の想像です。しかし、事実上、アンケートの中で、年間30回も行くベテランの方でさえ、ぼったかれるという事実があったということは、私は、213のアンケートの中のたった1人かもわかりませんが、この料金表示のこのゼロ%というのは、私は、調査が正確性を欠いているんじゃないかと考えます。

以上が調査関係での意見です。

【鳥越会長】 まあ、市民利用は明らかに減少という結果が出てますね。月1回から年数回程度と回答した割合の合計は前回47.9%、今年23年は20%ということになっています。明らかに市民は行かなくなっている傾向にあるというのは出ています。ただ、今おっしゃった8割が屋台に行ったことがあるという調査結果は、自分の皮膚感覚からすると違うということです。

臼井さん、どうですか。これはもちろん作想的につくったわけではないでしょう。

【事務局（臼井）】 もちろん、1,967件の集計結果です。ただ、一度行ったことがあるかどうかということになっておりますので、そういう関係で、昔に行ったことある方も行ったことがあるというふうに答えているというのはあるかと思います。

【鳥越会長】 それは50年前でも1回行ったことがある人はここに入っているわけですね。

【事務局（臼井）】 そうですね。行ったことがあるかどうかという質問をしております。

【鳥越会長】 福山さん、どうですか。50年前、30年前に1回行ったことがあるというのも入っているということになると、8割ぐらいになるという。

【福山委員】 実際に1年以内に行ったことがあるかという質問をすると、23%の方が行っていて、結構地元の方も屋台には行ってるんですね。行っている理由というのは友達に誘われたとかいう理由なんです。

【鳥越会長】 それからもう一つ、福山さんがおっしゃった「ぼったかれた」ことがあるという意見なんですけれども、これは組合のほうからどうしてもお聞きしなければいけないと思います。どなたか。はい、どうぞ。

【安野委員】 私は博多の組合長をしています安野でございます。今、ぼったくりのお話が出たようですが、地区によって値段の違いがあるんですよね。特に清流公園のところは観光客を相手にしている関係で値段が高いんですよね。というのが、扱っている商品、てんぷら一つにしても、普通の踊りのエビなんか使って揚げたりするものですから、どうしても高くなるわけです。それと同時に、飲み物に対しても、離れたところと清流公園の場合には単価が200円ぐらい違うんじゃないかと思うんですね。そういう関係で、清流公園なんかで飲み食いされた人は、高いというイメージ、ぼったくられたというイメージを持たれるんじゃないかと私は思うんですけどね。

【鳥越会長】 料金の表示というのはどうなんですか。

【安野委員】 料金の表示というのはさせているんですけど、酒類に対してはひょっとしたら表示していないかと思いますね。今後、回って指導するときにはそれを見たいと思います。そういう関係がありまして、普通の地区では現在ビールを500円ぐらいで売っているのに、向こうは700円か800円ぐらいで売っていると思うんですよ。そういう話を聞きます。これは組合として、ビールは幾らで売りなさい、酒は幾らで売りなさいという指導はできないわけですね。これをするとな禁法にひっかかるということで、各店の利益の問題を組合が干渉するわけにはいかないんですよ。

【鳥越会長】 ここで、3人の移動飲食業組合の代表の方がいらっしゃっているの聞いておきたいんですけど、この調査の中で、自主的なルールを遵守することが求められるということが出てくるわけですが、組合としてはどれほどの指導というか、組合として組合員全体にルールを守ってもらうように指導する現実的な力と言いましょうか、そういうものがあるんですか。それとも、組合という形はなしているけれども、ある意味ではそれぞれが勝手にやっているということですか。その辺はどうですか。

【安野委員】 必ず毎年2月に、屋台の経営者を集めての市の指導があるんです。経営者が来て、指導要綱について説明がされます。ですから、市のほうが1年一遍開催しまして、そういう話し合いをやっているんです。それに対して、各組合に指導員がおりますので、今言ったように3カ月一遍とかありますけど、大体1カ月に一遍ぐらいは回って、そういう指導してるんですよ。要項に対する指導です。

【鳥越会長】 組合ごとに指導員の方がおられるわけですか。

【安野委員】 はい。福岡は6名、博多が5名いるんです。それで巡回指導してるんです。特に松汐委員がおっしゃっている地区は、やっぱりものすごく悪いんです。5年前と



現在では変わってきておると思うんですが、この前の会議があった後にも指導員が回りました。あそこは横幅が広いもんだから横にずらっと並べたり、整理できてないもんですから、そういう整理をするようにしているんです。それと同時に、やっぱり出す時間帯、8時ごろ回りますとまだお客さんも来てないもんですからテーブルは出してないですね。

【松汐委員】 いや、出してあります。

【安野委員】 いや、それはもうないと思いますよ。

【松汐委員】 私どもは町内ですから、要するに毎日朝夕そこを行き交うんですよ。それでチェックもできるんです。だから、おっしゃるように10年間指導されていて、なおかつ経営者も交代されることもありましようが、結局こういう大事な時期に、昨日も一昨日も、ここ1週間、何ら変わらず、屋台指導要綱にあからさまに違反するような営業状態を続けておられるんです。ですから、これをどういう形で今まで指導をされたのか、組合さんのほうにお聞きしたいなということです。

【安野委員】 それは今、行政の方がずっと回っていらっしゃるんですけど、この会があった後にもすぐ、行政の方が警察、それから本庁、保健所と一緒にになって指導されてると思うんです。

【松汐委員】 結果的には指導されたことは私も認めますが、じゃあ、それがその段階だけでも指導に従ったのか、その翌日もそういうこととしたのか。そういうのは一切なくて、ちょっとお見えになって指導だけされていかれる。それは後で直しときますとか、そういう経過の中で、平然と屋台要綱、法令も含めて違反をされている結果であるから、地元の住民の方が困ると。これは直接ご本人たちにお願いをすれば一番早いんですが、そうするとトラブルが起こります。いろんな言いがかりとか、そういう意味合いの中で、結局それを住民の方は非常に恐れるわけです。

【安野委員】 今、松汐委員がおっしゃるように、屋台の人がすることに対していろんなことを言っていたりする人は、今須崎の中にはいないと思うんですよ。結局、あそこにはリーさんがいらっしゃるんで、後はリーさんにお任せして、注意していただくようには言ってるんですけど。たしか今、理事をやっているのは対州屋のツヅキさんですね。ツヅキさんをお願いしてるんですよ。我々も指導員として回りますけど、ツヅキさんも回ってるんですから、そのことについては彼もよく知ってますし、そういう注意はしてくれてるんじゃないかと思うもんですから。

【松汐委員】 大変失礼を先ほどから申し上げますように、私も10年間、屋台要綱が

できて経過を見ております。

【安野委員】 わかります。それは松汐委員がおっしゃるように、前はそういう時代があったと思いますけど、現在、市としても指導員さんが回っていらっしゃるし、それは私は守られていると思うんです。

【松汐委員】 私が申し上げていることは、さっき申しましたように、ここ1カ月特に注視して見ているし、ここ1週間、注視しています。それで、今お話ししたような事実なんです。だから、指導しているから守られてるはずだというお話とは、現場の私ども住民とは乖離があるんです。だからお話ししてるんです。

【安野委員】 わかります。だけど、これは市のほうもほんとに巡回指導していらっしゃるものですから。それで私たちとしては、やっぱり守られてるんじゃないかと思うわけですよ。だから現場のお近くの方がおっしゃることはもう一回あれしまして、指導するようにやっていきたいと思います。

【鳥越会長】 わかりました。この話はおそらく住民と、それから業者の方の間で認識が多少違ってくるところで、これからの課題でもあります。

気になるのは、長浜地区は数字が全体に悪いですね。澤野さんのほうから何か一言、長浜地区の実情はどうですか。要綱を守ってないのが一番多いのが長浜なんですね。

【澤野委員】 去年の7月からぴしっと指導要綱を守りなさいということで大分して、結局いまだに守らないところがあるんです。

【鳥越会長】 守らない人がいるわけですね。

【澤野委員】 そうです。それで、今現在、守っている人たちから私に、生活の保障をしてくれとか。結局、守っているところはお客さんが入りづらいんですよ。皆さんテーブルに行かれますから、手前のほうでみんなとまってしまう。ですから、今回の委員会に出席してすぐ指導したんですけど、次の日からまたテーブルを出してるという状況で。そしたらあとは官のほうにお任せせんと自分では無理かなという状態なんですよ。

【鳥越会長】 組合自身の力ではなかなか完全には難しいと。

【澤野委員】 そうです。私の力不足です。

【鳥越会長】 これは当然市なり、警察なりという……。

【澤野委員】 はい。毎日指導もしてますし、書面も回覧板という形でその都度出します。それでもこの前、市の方が調査に来られたとき、何か呼び込みをしたり。だから、私の手では負えないような状態なんですよ。

【鳥越会長】 わかりました。いろいろ問題があると思います。今まで、ある程度利害が対立する一般市民、特に地域住民の方と、それから業者の方のご意見が多かったんですけれども、今日は2回目ですから、そのほかで今までご発言されてない、一般的に中立と思われる方々のご意見もお伺いしたいと思います。どなたか。

【大崎委員】 行政のアンケートのやり方と、地域住民の方々のアンケートのとらえ方というのはまるで違うと思うんですね。どうしても地域住民の人たちは日常そこで生活されているので、衛生面とかいろいろな問題が非常に目に見えてくるわけですね。一般的に市民全般的にアンケートをとると、こういう評価になるのかなと。

そういう意味で、地域の方々と組合の方々、行政がしっかり話し合う場所をもっともって持たれたほうがいいんじゃないか。当然屋台というのは僕はあっていいんだろうと思いますし、なくせとは言いませんけれども、ルールづくりのときに、十何年前のルールを今持ってきて無理だろうと。じゃあ、現代に合ったルールで皆さんで話し合って、よりよいルールをつくって、そのチェック機能をどうするか、だれがそれをチェックするかということが、一番のキーポイントになってくるんだろうと思います。そういうことをこれから検討していかないと、ああだこうだ言っても始まりませんので、どうかそういう点で進めていっていただきたいと思います。

【鳥越会長】 わかりました。大体の流れはそういう方向で進んでると思います。

ほかには、どなたがございますか。はい、ニックさん。

【サーズ委員】 今日資料を配ってありますけれども、うちの会社「フクオカ・ナウ」が福岡にいる外国人——福岡にいる外国人だけではなくて、ネットで外国人の屋台に関しての意見をとりました。約145名が参加しました。実際にそのアンケートを始めたところで一番驚いて、おもしろいと思ったのは、すぐ反応があって、ある人たちが、福岡の屋台がなくなる可能性があるということに驚いて、心配の声が実はあったことです。彼らは「ノー屋台、ノー福岡」みたいなことを言っています。屋台は福岡らしさ、福岡の文化として非常に大切と思っているというコメントもありました。これは福岡にいる外国人だけではなくて、その145名には37の国籍の方が参加しました。そのうちの8割が1年から10年、福岡に滞在の経験がありました。

【鳥越会長】 1年以上ということですね。

【サーズ委員】 はい。1年以上が8割です。また、現在その145名の中の34%が今福岡にいないんです。もう海外に戻って、しかし、まだ福岡のことが気になっていて、

このアンケートに参加したと理解しています。

いい面ばかりではありません。いい面から言いますと、福岡らしさ、アイデンティティとか、価値があるのは間違いない、あとは観光面、福岡にお友達や親戚が来たら必ず屋台を経験してほしいということです。悪い面でコメントが結構多かったのが、衛生面の問題、または価格の表示がなくて、ぼったくりの経験がある人がいました。

結論はないんですけども、150ぐらいのたくさんコメントを集めたんですけども、屋台はなくしていいというか、なくしたほうがいいという人はいないんです。問題があれば、その問題を解決すればいい、それが多くの外国人の意見だと思います。だから、ぜひ組合とか、行政もシステムを直したりとか、新しいシステムをつくったりとか、頑張っ

【鳥越会長】 なるほど。外国人の方は住民でもあり、一方で観光客的な側面もあるという両方を持っていますよね。以前、住んでおられるわけですからね。一次的なビジットではないわけですね。

【サーズ委員】 そう、在住している方ですね。

【鳥越会長】 基本的には屋台はあっていいと、なしというのはなかったと。

【サーズ委員】 なくしてほしいという人は基本的にいません。ただ、衛生面とか価格表示のことは気になる人が多かったのは間違いないです。

【鳥越会長】 わかりました。貴重な意見だと思います。

ほかにございますか。はい、どうぞ。

【内林委員】 済みません、戻るかもわかりませんが、この資料の中で、2-2に遵守に向けた取り組みと現状の1番に屋台営業者の取り組みといろいろ書いてあります。この中で質問ですが、これは現在やられている内容だとすると、上三つは組合の中でのいろんな指導とかなんですけど、4番目に、屋台110番の設置と書いてあって、これがもしあるとすれば機能しているのかどうかですね。勉強不足で、この屋台100番というを知らないのでよね。

今、住民のほうからいろんな苦情があるよという話が出てますが、実際この110番に対して、そういう電話があっているのかどうか。あっているとすれば、それにどう対応はどうされているのか。110番と言う以上はある程度すぐ対応、明日じゃないよというのが110番の意味じゃないかと思うんですけど、この実態を教えていただきたいと思います。

【澤野委員】 長浜地区の屋台１１０番は私の事務所に電話がつながるんですが、多いときで月に１０回ぐらい、ないときでも２回ぐらいあります。最近は暴力的に「きさま」とか「やめれ」とか、そういう会話で始まるんですけどね。たまにはいいこともあります。

「１０年前来て、ものすごくぼられたけど、今度来たところでは、ものすごくよかった」とか、そういういいことも今まで１件だけありましたけど、ほとんどは掃除が悪いとか苦情とか、長浜の１１０番にはよくかかってきます。そしたら「どこの屋台ですか。どのぐらいとられましたか」と聞いて、ほとんど金額は言われるけど、どことは言わっしゃれません。ただ、真ん中あたりと言われたら、ここら辺かなということで指導は行きます。こういった内容で、どこかわからんけど、これだけ取られたと苦情があったという指導までします。その結果、直ったという電話はないんですけど、苦情の電話は結構あってます。

【鳥越会長】 時間がもうそろそろなくなってまいりましたので、ご発言をまだされていない方で、何かご意見がありましたらどうぞ。

【井上委員】 いろいろなデータを見せていただいて感じますことは１点、行政はこれまで何をしてきたのかなと。してきた、してきたとはいいながら、委員の皆さんは市民の立場、それから組合の立場で言うておられて、本来は行政は主体の一つであるはずなのに、すごく第三者的にしかやっていないという気がします。

前にも申し上げようかなと思ったんですが、前回の屋台の会議でいろんな提案が出されています。その提案の項目について、行政がこれまでやってきたもの、多分何もしていないものもあると思うんです。その整理をしていただきたいと思うんですね。途中でやめたものもあると思います。だから、やってないもの、あるいはやめたものについて、なぜそういうことになったのかという整理を含めて、まずしていただきたいと思います。

その上で、行政はルール違反に対して指導をし、必要があれば処分をするということを本来は求められているんですが、先ほど申し上げましたが、このデータを読むと基本的には何もしていないと。なぜしてないのか。そして、例えば処分の対象になった事例はもうないのかどうか。あったんだけど、処分には至らなかったのか。もしそうだとすると、なぜ処分しなかったのか。そういう行政の実績をもっと示していただきたい。

【鳥越会長】 臼井さんはもちろんいなかったわけだけど、その辺、次回あたりに……。前回の指導要綱ができるときに、いろいろ言われながら、実際にどこまでやられて、やられなかったかという検証が、これからやっていく上で必要だろうというご意見だと思います。事務局のほうである程度、できる範囲で結構ですけども、次の機会にでも報告して

いただければ。

【事務局（臼井）】 今、ご報告している項目であるルールであったり、次回また、再配置とか、屋台モニター制度などの経緯を、今どれぐらいできて、どれぐらいできてなかったかという区分をして、ご説明をさせていただこうと思っております。

ルールにつきましては、実際ルールの確立や屋台指導要綱の制定であったり、指導ということはどうなっておりまして、実際、継続的に指導も行ってきたところがございますけれども、実態として許可基準とか、条件違反である項目について遵守率が低いということがあります。また、市民の9割近くの方が屋台営業に問題点があるというふうに感じていますので、今回のご議論も踏まえて、今後の行政の対応を見直していく必要があると考えております。

【鳥越会長】 臼井さん、言いわけは要らないから。要するに、こういうことを言われたのにもかかわらず、やったのかやらなかったのか、そこだけを検証してほしいということなので、それは宿題ということにします。

【事務局（臼井）】 はい、かしこまりました。

【井上委員】 もう一つ、前回の一覧表をつくってほしいと。そして、その個々に対して、今日はここの部分を説明しますよというふうにしていただければ、我々は議論をしやすいくということです。

【鳥越会長】 そうですね。わかりました。

【世良委員】 今の行政が具体的にどのようなことをしてきたかという話について、許可基準・条件に違反した場合の流れ（屋台指導要綱）というページをごらんいただきたいんですけども、口頭指導、注意書、警告書という指導を重ねても聞いてもらえない場合には、効力停止と許可取り消しという処分につながるんですということが矢印のチャートで書いてあるページです。具体的には、これが行政のできるものの一つだろうと思うんですよね。

これまで行政の指導が不十分だったんじゃないかというのは、今までのこの会議での皆さんのお話でおわかりになるかと思うんです。そして具体的には、下の四角囲みの中の2行目には処分の例はない、三つ目のところに、処分は平成11年度以降はなされていないということで、処分までにたどりついているものがやはりないんだろうと思うんですよね。そういう現状はやはりあると思うんです。この程度では、今回事務局はご報告してくださっているんだろうと思うんです。

それを前提に考えてみますと、この指導というのがどういう意味合いを持つのかということなんですけれども、やはり処分の前段階の部分ですよね。何回か違反を積み重ねるごとに、効力停止であるとか、取り消しであるとか、そういった強い効果を持つものにつながっていくんですけれども、そこまで行政が踏み切れてないということがあると思うんです。その理由は何なのかということなんですけれども、ほんとに効力停止をしていいのか、取り消していいのかっていうところでやはりちゅうちょしていて、それが行政として指導をたくさんやっていって、ルールを守らせるようにしない理由の一つなんじゃないかと思うんです。つまり、この処分って結構重くないかなと思うんですよね。重い軽いはいろんなご意見があると思うんで、一つの問題提起です。こういうメニューしか用意できてないルールでほんとうにいいのというのは、一つ考えていいことではないかと思うんですね。

【鳥越会長】　　こういうふうに行行政が踏み込んで、いわば処分をしてしまうということについて、そういうやり方だけでいいのかということですよ。

【世良委員】　　はい。その点については、今回のレジュメの一番最後に（３）課題に対する論点ということであるんですけれども、今日の会議でわりと基本的に出ましたのは、屋台営業者が主体的にルールを守る必要があるという、ここにまつわる問題がやはりたくさんご意見が出たと思うんです。そして、先ほど井上委員からご指摘があった、行政の対応がどうなっているのかを表にしてほしいというのは、ここの②にかかわるところだろうと思うんです。

ルール自体の見直しを検討する必要があると書いてあって、ここまでこの委員会で踏み込むのかどうかはわかりませんが、少なくともメニューとしては事務局のほうからこういう形で提示がされていて、屋台指導要綱がこれだけ守られてないという、そこを議論したいんじゃないかと思うんです。

【鳥越会長】　　そうなんです。基本的に私たちのような、日本のような民主的な社会というのは、基本は自主的にルールを守ること、例えば税金はみずから納める、交通ルールは自分で守るというのが常識ですよ。しかし、実は税金を納めない人も、交通規則を守らない人も。そうなったときに、じゃあ、行政的な立場から、それに対して一定の処罰、処分などを設けることによって取り締まっていこう、できるだけマナーを遵守する人たちを増やしていこうという考え方があるわけです。

これはそういう考え方にとって、基本は組合、つまり業者が自主的にマナーを守って、ルールを守って、住民に迷惑をかけない、そして観光客や市民の方に歓迎されるよう

な屋台であってほしいというのが前提ですよ。でも、実際にはなかなかそういつてないので、住民のほうからいろいろとクレームが出る。それをどうしたらいいかっていうのがこの研究会の最終的な課題です。できるだけ回を重ねるごとに実情をお互いに出し合って、そのいい解決方法をみんなで探していこうということなので、世良さんのおっしゃることはよくわかります。

【西川委員】 一言だけいいですか。

【鳥越会長】 一言ね。時間がないんですよ。

【西川委員】 今の指導の件で行政のほうに要望しますけれども、一番違反が多いのが土日なんです。何で土日かなと思ったら、市役所が休みなんです。ほったらかしてあります。そして、文句言おうにも、どこに言ったらいいのかわからない。だから、土日も調査してください。お願いいたします。

【鳥越会長】 わかりました。土日違反が多いということです。

【米倉委員】 天神地区の組合長をしております米倉です。今、組合として活動してるんですけど、この薬品が3倍から5倍に薄めると、においとかですわね……。

【鳥越会長】 それは何ですか。

【米倉委員】 「銀の雫」というんです。藤本環境オフィスというところが出して、今、単位組合長が実施しているんですよ。これを3倍から5倍に薄めると、においとかがなくなります。トイレにこれを入れると水に変わると。

【鳥越会長】 そういうことを実施されているということですね。

【安野委員】 いえ、1週間前にその話を持ってこられましてね。

【鳥越会長】 あ、1週間前に。

【安野委員】 はい。現在、ほんとにまだ生産ができてないんですね。それで来年の2月ごろまでには出せるようになるだろうと。

【鳥越会長】 全面的に。

【安野委員】 はい。そういうことで話がありましたんで、ぜひ使うようにですね。

【鳥越会長】 わかりました。そういうご報告があったということで。

時間が来ましたので、今日の会議は一応終わりにしたいと思います。大体いろんな意見が出て、前回よりはさらに一歩前進したかなと思います。

臼井さん、次の会議はどうなりますか。いつですか。

【事務局（臼井）】 それでは、最後から2枚目の次回研究会についてというところにつ



いてご連絡をさせていただきます。

予定でございますけれども、平成23年11月18日と近くなっております、再来週の金曜日の朝9時から。場所が変わりまして、西日本新聞会館国際Bホールというところで、大丸の上になっております。

想定している議題としましては、屋台業者の向けのアンケートをとっております、その結果であったり、この間の検証ということで、再配置、環境整備、あと屋台の負担、占用料、屋台モニター制度などの経緯について、先ほどいただいたような行政として、どの程度できていて、どの程度できなかったのかというところをわかりやすい形でご報告できればと思っております。以上でございます。

【鳥越会長】 さっき、井上委員から、これまでいろいろ言われていながら、なかなかちゃんと実施されていないというのは、行政のほうでどれだけちゃんとつかんでいて、どういう認識になっているのか、その検証をできたらしてほしいという意見がありましたから、そのところを一つ考えてください。やれる範囲で結構ですけれども、一応いろんな改善すべき点が指摘されながら、実は放置されている問題があるんじゃないかということです。よろしいですか。

【事務局（臼井）】 はい。次回が近いですが、できる限りわかりやすい形で整理できればと思います。

【鳥越会長】 それでは、時間になりましたので、これで第2回屋台との共生のあり方研究会の今日の会議は閉会といたします。どうもご協力ありがとうございました。

— 了 —